

[憲 法]

(1) 天皇の地位・権能に関する次のAからGまでの記述のうち、正しいものを3個組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- A 天皇は、大日本帝国憲法下においては、統治権の総覧者たる地位にあったが、象徴としての地位は認められておらず、象徴としての役割も果たしていなかった。
- B 天皇は、日本国憲法においては、日本国の象徴であると定められているのであるから、憲法に規定されている国事行為であるかどうかを問わず、天皇の行為の効果は日本国に帰属する。
- C 天皇の「象徴としての行為」を肯定する立場によれば、天皇が、外国を親善訪問すること、全国植樹祭に出席すること、研究した生物学の成果を発表することは、いずれも「象徴としての行為」に該当するものとして合憲であると考えられる。
- D 天皇の「象徴としての行為」を否認する立場によれば、上記Cの 天皇の各行為はいずれも違憲となると考えられる。
- E 天皇の「象徴としての行為」を肯定する立場でも、それが国政に関する行為であってはならず、かつ内閣の直接又は間接の輔佐と責任において行われるべき行為であるとの制約が付されている。
- F 天皇の刑事責任については、その象徴たる地位と相容れないとしてこれを否定する説の他にも、摂政が在任中訴追されない旨を定めた皇室典範の規定との均衡において、生前退位の認められていない天皇は訴追されないとする説などがあるが、いずれにしても、天皇が刑事責任を問われることはないと考えられる。
- G 最高裁判所が、「天皇は日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であることにかんがみると、天皇には民事裁判権が及ばないものと解するのが相当である」と判示している趣旨からすると、天皇が原告となって民事訴訟を提起することも許されないという理解も可能である。

1 . A B C 2 . C D E 3 . E F G 4 . A D F 5 . B E G

(2) 会社とユニオンショップ協定を締結し、X政党を支持している労働組合が、Y政党の候補者として立候補しようとした組合員を憲法第28条で保障されている団結権を乱したとして除名した。次のAからEまでのうち、当該除名処分が無効であると主張するために有利に援用できるものを2個組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- A 会社による政治資金の寄附は、客観的、抽象的に観察して、会社の社会的役割を果たすためになされたものと認められる限りにおいては、会社の定款所定の目的の範囲内の行為であるとする最高裁判所昭和45年6月24日大法廷判決・民集24巻6号625頁（八幡製鉄政治献金事件）の当該判示部分
- B 憲法第28条の労働基本権の保障は、労働条件を使用者と労働組合の団体交渉によって決定させようとする趣旨に出たものであり、団結権も労使が労働条件を対等に団体交渉を通じて決定するのを助成するために保障されていると考える学説
- C 憲法第28条の労働基本権の保障は、団結権を含めて、労働者の経済的地位の向上を目的とするための規定であり、そのための労働組合の活動は政治活動も含めて国法上是認されると考える学説
- D 税理士会が強制加入の団体であり、その会員である税理士には実質的には脱退の自由が保障されていないことからすると、税理士会の目的の範囲を判断するに当たっては、会員の思想・信条の自由との関係で、会員に要請される協力義務にも、おのずと限界があるとする最高裁判所平成8年3月19日第3小法廷判決・民集50巻3号615頁（南九州税理士会政治献金事件）の当該判示部分
- E 被選挙権は、選挙によって議員その他の公務員となり得る資格であって、権利ではないとする学説

1 . A B 2 . C D 3 . E A 4 . B D 5 . C E

〔 3 〕 障害福祉年金と児童扶養手当との併給を禁止することが憲法第 25 条に違反するかどうかについて論じた次の文章の () 内に、下記 A から F までの文のうちから適切なものを選んで入れて文章を完成させたとき、1 番目にくるものと 4 番目にくるものとの組合せ (順序は問わない。) として正しいものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

「憲法第 25 条の「健康で文化的な最低限度の生活」の具体的内容は、その時々における文化の発達
の程度、経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものである
ので、同条の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の
広い裁量に委ねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるを得ないよ
うな場合を除き、裁判所が審査するのに適しない。

そこで検討するに、児童扶養手当は児童の養育者に対する養育に伴う支出についての保障である児童
手当の萌芽として制定されたことは否定できないが、関係法律の趣旨から判断すると、児童扶養手当は
母子福祉年金を補完する制度として設けられたものと見るのが相当であるところ、() ことからする
と、() ということになる。そして、() ところ、() ことは明らかであり、このような場合、
() ので、() 。

- A 母子福祉年金は受給者に対する所得保障である公的年金の一種である
- B 障害福祉年金も受給者に対する所得保障である公的年金の一種である
- C 同一人に同一の性格を有する 2 以上の公的年金が支給されることになるべき、いわゆる複数事故に
おいて、それぞれの事故それ自体としては支給原因である稼得能力の喪失又は低下をもたらずもので
あっても、事故が 2 以上重なったからといって稼得能力の喪失又は低下の程度が必ずしも事故の数に
比例して増加することはない
- D 社会保障給付の全般的公平を図るため公的年金相互間における併給調整を行うかどうかは、前記の
立法府の裁量の範囲に属する
- E 児童扶養手当は児童手当とは性質を異にする
- F 障害福祉年金と児童扶養手当との併給調整は憲法第 25 条に違反するとはいえない

1 . A C 2 . B D 3 . C E 4 . D F 5 . E A

〔 4 〕 次の A から E までの記述のうち、誤っているものを 2 個組み合わせたものは、後記 1 から 5 ま
でのうちどれか。

- A 衆議院は、参議院に対して優越的な権能を有する。法律案の議決、予算の議決、条約の締結の承
認、内閣総理大臣の指名の議決及び内閣の信任又は不信任の決議について、衆議院と参議院とが異な
った議決をした場合はいずれも衆議院の議決が参議院の議決に優位する。
- B 衆議院と参議院は、開会及び閉会が同時に行われるのが原則である。ただし、例外として、衆議院
が解散されたときは参議院は当然には閉会とはならず、参議院での審議が終了していない案件につい
てはなお審議を継続することができる。その案件の審議が終了すれば閉会となるが、その後緊急に国
会の議決を必要とする事態が生じたときは、内閣は参議院の緊急集会を求めることができる。
- C 衆議院で可決した法律案を参議院が受け取った後、一定期間内に参議院がこれに対する議決をしな
い場合は、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなし、さらに、その法律案について衆
議院が出席議員の 3 分の 2 以上の多数で再び可決したときは、その法律案は、参議院の否決にかかわ
らず、法律となる。
- D 予算の議決について衆議院と参議院の議決が異なった場合は、衆議院は必ず両院協議会の開催を求
めなければならない。両院協議会において協議し成案が得られた場合は、両議院において成案を審議
する。各議院の審議においては、両院協議会の成案について更に修正することはできない。
- E 国会の会期の延長は両議院の一致した議決によって決定される。両議院の権能は原則的に対等であ
り、憲法上規定された事項に限って衆議院の議決の優位が認められているのであるから、会期延長に
ついて衆議院が可決し、参議院が否決した場合は、会期を延長することはできない。

1 . A D 2 . B E 3 . C A 4 . D B 5 . E C

〔 5 〕 次の文章は、条約に関する記述であるが、(A) から (E) までの下線部分のうち、誤っているものは幾つあるか。

「条約は、国家間の合意である。(A) この条約を締結する権限は内閣にあるが、その条約締結前に、国会の承認を経ることを要する。ただし、国会が承認に際して条約の内容に修正を加えることができるかどうかについては見解が分かれている。(B) 条約は、その締結によって成立すると、当然に国内法としての効力を有するから、別段の立法措置を要する場合はない。この条約の国内法としての効力については、憲法と条約との関係をめぐって、大別して憲法優位説と条約優位説が対立している。(C) 憲法優位説は、条約締結権が憲法に根拠を有していることを強調するとともに、憲法の改正手続が条約の締結手続よりも厳格であることを指摘している。もっとも、条約に対する違憲審査権については、(D) 憲法優位説に立ったとしても、条約に対しては違憲審査権が及ばないと解することが可能であるし、他方で、(E) 条約優位説に立ったとしても、条約に対しても違憲審査権が及ぶと解することが可能である。」

1 . 1 個 2 . 2 個 3 . 3 個 4 . 4 個 5 . 5 個

〔 6 〕 次の 1 から 5 までの記述のうち、憲法適合性を判断する際の法令解釈の方法が他と異なるものはどれか。

- 1 . 条例は、「公の秩序をみだすおそれがある場合」を市民会館の使用を許可してはならない事由として規定しているが、広義の表現を採っているとはいえ、市民会館における集会の自由を保障することの重要性よりも、集会が開かれることによって、人の生命、身体等が侵害され、公共安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合をいうものと限定して解すべきである。
- 2 . 条例の「交通秩序を維持すること」という規定は、道路における集団行進等に不可避免的に随伴するような交通秩序の侵害を禁止しているのではなく、集団行進等が一般的に秩序正しく平穩に行われる場合にこれに随伴する交通秩序阻害の程度を超えた、殊更な阻害をもたらすような行為を避すべきことを命じているものと解すべきである。
- 3 . 法律にいう「みだりに」とは、他人の家屋その他の工作物にはり札をすることについて社会通念上正当な理由があると認められない場合をいうものと解するのが相当であって、その文言があいまいであるとか、犯罪の構成要件が明確でないとは認められない。
- 4 . 条例にいう「淫行」とは、広く青少年に対する性行為一般をいうものと解すべきではなく、青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交等のほか、青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交等をいうものと解すべきである。
- 5 . 法律にいう「風俗を害すべき書籍、図画」を合理的に解釈すれば、「風俗」とは専ら性的風俗を意味し、輸入禁止の対象とされるのはわいせつな書籍、図画等に限られるものということができる。このように解釈すれば、憲法上保護に値する表現行為をしようとする者を萎縮させ、表現の自由を不当に制限する結果を招来するおそれはない。

〔 7 〕 「罪名」として「地方公務員法違反」、「搜索すべき場所」として「甲方」、「差し押さえるべき物」として「会議議事録、闘争日誌、指令、通達類、連絡文書、報告書、メモその他本件に関係ありと思料せられる一切の文書及び物件」と記載された搜索差押許可状の合憲性について、次の A 及び B の意見がある。これに対する批判及びその批判に対する反論として下記の A から E までの意見を考えたとき、最も妥当な組合せは後記 1 から 5 までのうちどれか。

A 令状が正当な理由に基づいて発せられたことがわからないので違憲である。

B 差押えの対象物が明示されていないので違憲である。

ア 令状を呈示された者は、事件に関係がない者であればあるほど、差し押さえられた物が被疑事実と関連性がないことを理由に準抗告を申し立てることが困難になってしまう。

イ 包括的文言が具体的例示に付加されているので、それらに準じるものを指すことが明らかであ

る。

ウ 他の地方公務員法違反の事件の捜査のため令状が流用されるおそれがある。

エ 憲法第35条第1項の文言は、令状が正当な理由に基づいて発せられたことを明示することまでは要求していない。

オ 被疑事実の要旨が示されていないならば、本件に関係ありと思料せられるとの限定はほとんど意味をなさない。

カ 明示することにより、捜査の秘密が漏れるおそれがあるので、捜査の必要性和私生活領域の保護との妥当な調整が必要である。

キ 令状を呈示された者において、特段の知識がなくとも、差押えの対象物を理解できることまで要求しているとみることはできない。

ク 正当な理由とは、犯罪の嫌疑のみならず、搜索押収の必要性をも含む。

意見 批判 反論

- | | | | |
|----|---|---|---|
| 1. | A | エ | カ |
| 2. | B | イ | オ |
| 3. | A | カ | ク |
| 4. | B | エ | ウ |
| 5. | A | キ | ア |

(参照条文)

憲法第35条第1項 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

同条第2項 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

〔 8 〕 憲法第50条は、「両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されない」旨を定めているが、国会法は、この定めを受け、国会の会期中に議員が逮捕される場合の一つとして、その院の許諾がある場合を挙げている。

この「院の許諾」について、次の2つの見解があるものとする。

A 許諾には期限や条件を付することができるとする見解

B 許諾には期限や条件を付することはできないとする見解

下記の から までの考え方は、A又はBのいずれかの見解を導く根拠となり得るものであるが、 から までに対応するA又はBの並び方として正しいものはどれか。

不逮捕特権が認められている理由について、不当・不必要な身柄拘束から、国会議員の身体的自由を保障することを強調する。

不逮捕特権が認められている理由について、議院の正常な運営が阻害されることを防ぐことを強調する。

国会法は、国会の会期中に議員が逮捕される場合として、院外での現行犯を挙げているが、これは、逮捕権の濫用の余地がない場合であると理解し、不逮捕特権の趣旨は、この見地から理解すべきである。

不逮捕特権が認められている理由には、 と の考え方の両要素があるが、逮捕の理由、必要性について司法官憲の判断を信頼するとすれば、議院がなすべき判断は、司法官憲とは別の観点からのものである。

不逮捕特権が認められている理由についてどう考えるかはさておき、身柄拘束についての全面的な拒絶が議院の裁量とされている以上、それよりも弱い対応を採ることも認められてしかるべきである。

1. A B A B A 2. A B B A A 3. B A A B A 4. B A B A B 5. B A B A A

〔 9 〕 次の文章は、民法第 900 条第 4 号ただし書前段について述べたものである。後記 1 から 5 までの記述のうち、この文章の趣旨に一致するものはどれか。

「民法第 900 条第 4 号ただし書前段の立法理由は、法律上の配偶者との間に出生した嫡出子の立場を尊重するとともに、他方、被相続人の子である非嫡出子の立場にも配慮して、非嫡出子に嫡出子の 2 分の 1 の法定相続分を認めることにより、非嫡出子を保護しようとしたものであり、法律婚の尊重と非嫡出子の保護の調整を図ったものと解される。これを言い換えれば、民法が法律婚主義を採用している以上、法定相続分は婚姻関係にある配偶者とその子を優遇してこれを定めるが、他方、非嫡出子にも一定の法定相続分を認めてその保護を図ったものであると解される。

現行民法は法律婚主義を採用しているのであるから、上記条項の立法理由にも合理的な根拠があるというべきであり、上記条項が非嫡出子の法定相続分を嫡出子の 2 分の 1 としたことが、その立法理由との関連において著しく不合理であり、立法府に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えたものということはできないのであって、上記条項は、合理的理由のない差別とはいえず、憲法第 14 条第 1 項に反するものとはいえない。」

1. この考え方によれば、非嫡出子たる地位は、「家」制度に深くかかわるものであって、憲法第 14 条第 1 項にいう「社会的身分」に当たり、これによる差別は原則として許されないが、上記条項は、非嫡出子に被相続人の子としての権利を全く与えないというのではなく、非嫡出子を嫡出子と同順位の相続人とする前提に立っていることは明らかであるから、「社会的身分」による差別であるとはいえないことになる。
2. この考え方によれば、上記条項の主たる目的は、非嫡出子の法定相続分を嫡出子の 2 分の 1 と定めることによって婚姻外の関係から出生する子の出現を抑止しようとするにあるから、嫡出子と非嫡出子とを区別した取扱いは立法理由と実質的関連性があることになる。
3. この考え方によれば、裁判所が上記条項の憲法適合性を判断するに当たっては、上記条項が制定された当時の社会情勢や国民感情等を前提にして合理的根拠があるか否かを判断すべきであり、制定後において非嫡出子の相続分に関する社会情勢や国民感情等が変化した場合、これに対応すべきなのは事実調査能力に優れた立法府であって、裁判所がそのような事情を判断に取り入れることは許されないことになる。
4. この考え方によれば、立法府は、相続制度において嫡出子と非嫡出子とで合理的範囲内でどの程度異なった取扱いをするかを判断・決定する裁量権限を与えられており、立法府が、両者の法定相続分を等しいものとするのではなく、その比を 2 対 1 と定めたことは、上記条項の立法理由との間で合理的な関連性があり、立法府の裁量権限の範囲内の判断であるということになる。
5. この考え方によれば、憲法第 14 条第 1 項は一切の差別的な取扱いを禁止したものではなく、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づく区別は許されるが、非嫡出子であることは自らの意思や努力で変えることができないことにかんがみると、事柄は個人の尊厳にかかわるものであって、上記条項の憲法適合性は、精神的自由を制約する立法の憲法適合性を判断するのと同程度の厳格な基準で判断すべきであることになる。

〔 10 〕 次の文章の A から G までの () 内に下記の語句群から適当な語句を選んで入れると、表現の自由に関する学生甲と学生乙の会話が完成する。後記 1 から 5 までのうち () 内に入れる語句の組合せとして最も適切なものはどれか。

学生甲 言論を (A) と (B) とに分けて、(A) は専ら (C) にかかわるものと考え、(D) の保障を受けないという考え方があるが、君はこの考え方についてどう思う。

学生乙 (A) と (B) を区別する基準は必ずしも明確でないし、国民からみれば (A) も生活情報として重要なものであり、国民の (E) の保障という観点からみても、(A) を (D) の保障の枠外に置く考え方は問題があると思うよ。

学生甲 僕も同感だな。ただし、(A) は、国民の健康や経済生活に直接影響を与えるところが大きいほか、その真実性は客観的判定になじみやすく、また、萎縮効果を恐れるべき度合いが少ないことを考慮すれば、(A) に対する規制については、(F) が妥当するといってよいのではない

か。

学生乙 そうかな。僕は、(A)についても(D)の保障の下にある以上、(B)と同様に、基本的に(G)を適用する必要があると思うよ。もっとも、この(G)によっても、現在各種の法律で行われている虚偽・誇大広告の規制については、虚偽・誇大広告と害悪発生の因果関係が明白に認められる場合が多いので、その合憲性は肯定できるのではないかな。

【語句群】

政治的言論	私的言論	営利的言論	非営利的言論	生存権
知る権利	経済活動の自由	政治活動の自由	表現の自由	厳格な審査基準
厳格性の緩和された審査基準				

1. Aに「政治的言論」、Dに「表現の自由」
2. Bに「非営利的言論」、Eに「生存権」
3. Cに「経済活動の自由」、Fに「厳格性の緩和された審査基準」
4. Dに「政治活動の自由」、Gに「厳格性の緩和された審査基準」
5. Eに「知る権利」、Aに「非営利的言論」

〔 11〕 次の1から5までに記述した内容を定める法律があると仮定して、このうち憲法第33条(逮捕の要件)に明らかに違反するものはどれか。

1. 都道府県知事は、司法官憲の発する令状がなくとも、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれのある精神障害者を強制的に精神病院に入院させることができる。
2. 市町村長は、司法官憲の発する令状がなくとも、伝染病予防のために伝染病患者を強制的に病院に隔離できる。
3. 入国警備官は、司法官憲の発する令状がなくとも、退去強制事由に該当すると疑うに足りる相当の理由がある外国人を強制的に収容施設に収容することができる。
4. 警察官は、司法官憲の発する令状がなくとも、精神錯乱又は泥酔のため、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある者を取りあえず警察署に保護することができる。
5. 収税官吏は、司法官憲の発する令状がなくとも、偽りその他不正の行為により所得税を免れたと疑うに足りる相当の理由がある者を取り調べるため、強制的に国税局に連行することができる。

〔 12〕 次の文章は、租税法律主義の原則についての記述であるが、1から5までの下線部分のうち、明らかに誤っているものはどれか。

憲法第84条は、いわゆる租税法律主義の原則を定めているが、この原則は、憲法第30条で、国民の義務の側からも規定されており、歴史的には近代諸憲法の「代表なければ課税なし」の思想に基づくものである。日本国憲法では、国会が唯一の立法機関であるので、租税法律主義は、国の課税権に対する国民代表議会の統制権の確立を意味する。租税法律主義の最も重要な内容は、納税義務者、課税物件、課税標準、税率などの課税要件及び租税の賦課・徴収の手續が法律で定められなければならないことである。したがって、1. 法律の根拠に基づくことなしに政令や省令で新たに課税要件を定めたり、租税の減免や徴収猶予を行うことは許されない。しかし、2. 条約において課税要件に関する定めをしても、租税法律主義の原則に反しないし、3. 条例において法律の範囲内で地方税の課税要件に関する定めをしても、租税法律主義の原則に反しない。

また、租税法律主義の「租税」は固有の意味の租税に限られるのか否かについて学説上争いがある。

4. 固有の意味の租税に限られず、およそ国がその収入のために国民に一方的・強制的に賦課する金銭負担も含まれるとする見解によると、国立大学の授業料は法律で定めなければならないことになる。これに対し、5. 固有の意味の租税に限られるとする見解によると、租税以外の負担金、手数料、専売価格、国の独占事業の料金については具体的な金額又は金額算定基準まで直接法律によって定めなければならないとまで憲法上要求されるものではないということになる。

[13] 下記の表は、信教の自由と政教分離の原則に関する次の3つの最高裁判所判決が認定した事実関係又は是認した原判決認定の事実関係のうち主なものを整理したものである。空白に当てはまる選択肢の組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

最高裁判所昭和52年7月13日大法廷判決・民集31巻4号533頁（津地鎮祭訴訟）

最高裁判所平成5年2月16日第3小法廷判決・民集47巻3号1687頁（箕面忠魂碑慰霊祭訴訟）

最高裁判所平成9年4月2日大法廷判決・民集51巻4号1673頁（愛媛玉串料訴訟）

	宗教的行事	宗教的行事の主催者	関係した公の機関	問題となる当該行為の行われた場所	当該行為の内容
	地鎮祭	(A)	市長ら	市施設建設予定地	一連の儀式を伴う地鎮祭への市長らの参列
	慰霊祭	(B)	(C)	忠魂碑前敷地	慰霊祭への(C)の参列
	例大祭等	神社	県知事ら	境内	(D)

【選択肢】

ア 市

イ 神社

ウ 宗教団体たる遺族会

エ 非宗教団体たる遺族会

オ 教育長

カ 自衛隊地方連絡部幹部

キ 県知事の参拝及び玉串料等の奉納

ク 玉串料等の奉納

1. (A)についきイ,(B)につきウ,(C)につきカ,(D)につきク
2. (A)につきア,(B)につきウ,(C)につきオ,(D)につきキ
3. (A)につきイ,(B)につきエ,(C)につきオ,(D)につきキ
4. (A)につきア,(B)につきウ,(C)につきカ,(D)につきク
5. (A)につきア,(B)につきエ,(C)につきオ,(D)につきク

[14] 次は、裁判を受ける権利に関する教授と学生の問答である。学生の返答である(A)から(E)までの下線部分のうち、正しいものは幾つあるか。

教授 裁判を受ける権利は、大日本帝国憲法でも保障されていましたか。

学生 (A) 大日本帝国憲法には裁判を受ける権利に関する規定はありませんでしたが、裁判所構成法には、「裁判官ノ裁判ヲ受クルノ権」を保障する旨の規定がありました。

教授 憲法第32条は「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」と規定していますね。「何人も」とあるのは、日本国民のみならず外国人も含む趣旨ですか。

学生 (B) 憲法の人権保障が外国人にも及ぶかどうかは、文言が「何人も」であるかどうかによるのではなく、その人権の性質によって決すべきであり、裁判を受ける権利の場合は、その性質上、日本国民のみを対象としたものと解されますから、その保障は外国人には及びません。

教授 次に「裁判所」は、どういう意味ですか。

学生 (C) この「裁判所」は、憲法第76条第1項にいう「最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所」を意味します。

教授 そうすると、行政機関は、裁判をすることはできないのですか。

学生 (D) そうです。「裁判所における裁判を受ける権利」を保障していることから、憲法は、行政機関が裁判をすることを禁じていると解されます。

教授 では「裁判」には、行政の裁判も含まれますか。

学生 (E) 民事、刑事の裁判のみならず、行政の裁判をも含まれます。

1. 1個
2. 2個
3. 3個
4. 4個
5. 5個

〔 15〕 次の文章は、行政権の概念について記述したものであるが、後記1から5までのうち、(A)及び(B)の下線部分に該当する具体例を挙げたものとして、正しいものはどれか。

「行政とは、近代における伝統的な権力分立主義の下に、立法及び司法に対して成立した概念である。立法は、国民の権利義務に関する成文の一般的抽象的法規範を定立する作用、司法は、具体的な争訟について法を適用してこれを裁定する作用と、比較的簡明に定義できるのに対し、行政の内容は複雑多岐であって必ずしも明確でない。そのため、行政については、これを積極的に定義することをあきらめ、国家作用から立法と司法とを除いた部分の総称であると定義する説がある。もっとも、以上に述べた行政並びに立法及び司法の概念は、作用の内容又は実質に着目した場合の概念であり、実際の制度の上では、(A) 実質上行政に属するものでも行政機関の権限外におかれている場合があるとともに、 (B) 実質上立法又は司法に属するものが行政機関の権限とされている場合もある。」

- 1 .(A) 最高裁判所が行う訴訟手続に関する規則の制定
(B) 弾劾裁判所が行う裁判官の弾劾
- 2 .(A) 衆議院又は参議院が行う議員の資格に関する争訟の裁判
(B) 警察官が行う道路交通法違反の取締り
- 3 .(A) 最高裁判所が行う下級裁判所の裁判官として任命されるべき者の指名
(B) 公正取引委員会が行う独占禁止法違反行為についての審判
- 4 .(A) 家庭裁判所が行う少年審判
(B) 会計検査院が行う国の収入支出の決算の検査
- 5 .(A) 地方裁判所が行う国家賠償請求訴訟についての裁判
(B) 内閣が行う政令の制定

〔 16〕 次は、地方自治に関する記述であるが、(A)から(E)までの下線部分のうち、誤っているものを2個組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

(A) 大日本帝国憲法においては、国民の権利、自由に関する保障が不十分なものであったのと同様、地方自治についても法律の範囲内において保障されるという簡略な規定を設けていたにすぎなかったが、日本国憲法は、第8章の一章を設けて、地方自治についての規定を置いた。

そして、日本国憲法の保障する地方自治の本質をどのように理解するかについては、見解の相違があるが、地方自治という歴史的、伝統的な制度を保障したものと理解する見解がある。この見解は、地方自治の保障を、いわゆる制度的保障と理解するものである。

(B) この見解は、地方自治が国家の委任ないし恩恵によるものであるとする考え方を批判し、個人が基本権を有するのと同様に、地方公共団体も基本権を有するという考え方から導かれたものである。

(C) 制度的保障と理解する見解を採った場合、憲法第92条にいう「地方自治の本旨」は、法律をもっても侵すことのできない地方自治制度の核心部分を意味すると考えることができる。

現在、地方自治法上の普通地方公共団体は都道府県と市町村であり、基本的には地方公共団体の構成は、二段階の重層的な構造となっているが、「地方自治の本旨」に、地方公共団体の二段階の重層的構造が含まれるか否かについては、見解が分かれる。

東京都の特別区が日本国憲法にいう地方公共団体であるかどうか争われた事案で、最高裁判所は、特別区は日本国憲法第93条第2項の地方公共団体と認めることはできないと述べたことがある。

(D) これは、「地方自治の本旨」に地方公共団体の二段階の重層的構造は含まれないという考え方であり、最高裁判所もその旨を判示している。

なお、「地方自治の本旨」に、地方公共団体の二段階の重層的構造を含めるという立場を採っても、重層的構造を、現行の都道府県と市町村に固定されるべきものと理解する論理必然性はない。したがって、(E) この立場を採った上で、複数の都道府県を統合して州という名称の地方公共団体を置くこととしても憲法に反しないと考えることが論理矛盾とは言えない。

- 1 .(A)(B) 2 .(B)(C) 3 .(C)(D) 4 .(D)(E) 5 .(E)(A)

〔 17〕 次のAからEの記述は、報道機関の報道及び取材の自由に関する判例の考え方を述べたものであるが、誤っているものを2個組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- A 報道機関の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法第21条の保障の下にあり、報道のための取材の自由も、憲法第21条の趣旨に照らし十分尊重されるべきものである。
- B 公正な刑事裁判を実現するためには、取材の自由がある程度制約を受けることはやむを得ないが、民事裁判との関係で取材の自由を制限することは許されない。
- C 捜査機関が犯罪捜査のために、取材フィルムなど報道機関の取材活動によって得られたものを差し押さえることは許されない。
- D 報道機関の取材活動によって得られたものを刑事裁判の証拠として使用することがやむを得ない場合においても、それによって受ける報道機関の不利益が必要な限度を超えないように配慮されなければならない。
- E 未放映の取材フィルムを刑事裁判の証拠として提出させることは、取材の自由のみならず、報道の自由も制約することになるので許されない。

1 . A B 2 . B C 3 . C D 4 . D E 5 . E A

〔 18〕 次の文章のAからEまでの()内に適当な語句を入れると、ある事項に関するまとまった記述となる。後記1から5までのうち、()内に入れる語句の組合せとして最も適切なものはどれか。

「憲法第21条第2項後段は『(A)は、これを侵してはならない。』と規定し、(A)を保障している。ここにいう(A)には、(B)だけではなく、発信人及び受信人の氏名、住所、通信年月日など(C)も含まれる。通信は、発信者の意思伝達を内容とする一つの表現行為であり、したがって、(A)の保障は、(D)の保障としての意味を持つ。これは、(A)が(D)を保障した憲法第21条の中で規定されていることから理解できる。しかし、(A)の保障の意義は、それにとどまるものではなく、むしろ、特定人間のコミュニケーションを保護するものとして、(E)の保護の一環としての意味が大きいといえることができる。」

- 1 . Aに「通信の秘密」、Cに「通信内容の秘密」
- 2 . Bに「検閲の禁止」、Dに「思想良心の自由」
- 3 . Cに「通信の存在自体に関する事柄の秘密」、Eに「プライバシー」
- 4 . Dに「表現の自由」、Aに「信書の秘密」
- 5 . Eに「知る権利」、Bに「通信内容の秘密」

〔 19〕 次の文章は、国会の活動に関するものであるが、(A)から(E)までの下線部分のうち、誤っているものは幾つあるか。

「憲法及び国会法は、国会の活動形態として、常会、臨時会、特別会の3種を定めており、(A) いずれも内閣の助言と承認により天皇が召集するものとされている。このうち、(B) 常会は、毎年1月に召集することが憲法上求められている。臨時会は、常会の外に、必要に応じて臨時に召集されるものであるが、(C) 内閣は、いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求がなければ、臨時会の召集を決定することができない。(D) 特別会は、衆議院の解散又は衆議院議員の任期満了による総選挙後に召集される国会であり、総選挙後に必ず召集されなければならないという点で常会及び臨時会とは区別される。

国会は、会期ごとに独立に活動し、会期中議決に至らなかった案件は、原則として、後会に継続しない。これを会期不継続の原則というが、(E) 会期不継続の原則は、会期制を採用する以上当然必要とされるものであり、憲法もこの原則を明記している。」

1 . 1個 2 . 2個 3 . 3個 4 . 4個 5 . 5個

〔 20〕 次は、内閣の責任に関する教授と学生の間答である。学生の返答である（ A ）から（ E ）までの下線部分のうち、正しいものを 2 個組み合わせたものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

教授 憲法第 66 条第 3 項は「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」と規定しています。大日本帝国憲法にも同様の規定がありましたか。

学生 （ A ）大日本帝国憲法は「国務各大臣八天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス」と規定していましたから、表現に若干の違いはありますが、内閣の連帯責任の原則に変わりはありません。

教授 この「国会に対し」とは、どういう意味ですか。

学生 （ B ）内閣は、両議院から構成される国会そのものに対して責任を負うのであって、各議院に対して責任を負うわけではありません。したがって、両議院は、その一致した意思により内閣の責任を追及する必要があります。

教授 その「責任」とは、どういう責任ですか。

学生 （ C ）いわゆる政治的責任であって、その追及の手段としては、衆議院の不信任決議の外、質疑や質問によって内閣の行動を批判し、内閣提出の重要法案や予算を否決することなどがあります。

教授 「連帯して」責任を負うとは、どういう趣旨ですか。

学生 （ D ）内閣は、総理大臣の下に一体となって政治を行うのですから、その責任も一体となって負うという趣旨です。

教授 そうすると、各国务大臣が個別に責任を負うことはないのですか。

学生 （ E ）そうです。したがって、例えば、個別の国务大臣に対する不信任決議は憲法上許されません。

- 1 .(A)(B) 2 .(B)(C) 3 .(C)(D) 4 .(D)(E) 5 .(E)(A)

[民法]

〔No. 21〕 Aは、Bとの間で、B所有の土地について売買契約を締結し、代金の2割を支払い、残代金は3か月後に土地の所有権移転登記手続と引換えに支払うことを合意した。ところが、期日が経過しても、Bは、土地の所有権移転登記手続を履行しようとしなない。

この事例におけるAの権利に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア Aは、Bに残代金を提供しなければ土地の所有権移転登記手続を請求することはできないが、Aの売買契約に基づく所有権移転登記請求権の消滅時効は、Aが残代金の提供をしなくても、BのAに対する所有権移転登記手続の債務の履行期から進行する。

イ AがBに対し土地の所有権移転登記手続を催告すれば、これにより時効が中断するので、Aの売買契約に基づく所有権移転登記請求権の消滅時効は、催告の時から改めて進行する。

ウ Bが期日の経過後に土地を第三者に売却し、所有権移転登記を経由した場合、Aは、Bに対し、履行不能を理由として土地の価格相当額の損害賠償を請求することができるが、この損害賠償請求権の消滅時効は、BのAに対する所有権移転登記手続の債務の履行期から進行する。

エ AがBに対し相当の期間を定めて履行を催告して売買契約を解除する場合、この契約解除権の消滅時効は、催告後相当の期間が経過した時から進行する。

オ AがBの履行遅滞を理由として売買契約を有効に解除した場合、Aが既に支払った代金の返還請求権は契約の解除によって発生するので、その返還請求権の消滅時効は契約解除の意思表示の時から進行する。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

〔No. 22〕 Aは、自己所有の甲土地（時価8,000万円）について、Bに対する5,000万円の債務を担保するために抵当権を設定し、登記を経由した後、債務超過となった。CはAに対する6,000万円の債権を有する一般債権者であり、DはAに対する1,000万円の債権を有する一般債権者である。

この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、適切でないものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア AがBに対し甲土地を代物弁済し、抵当権設定登記が抹消された後、Cが詐害行為を理由としてA B間の代物弁済を取り消す場合、Cは、抵当権が把握していた担保価値と甲土地の価格の差額である3,000万円の限度で代物弁済を取り消し、Bに対し、3,000万円を価格賠償として請求することになるのであって、代物弁済全体を取り消すことはできない。

イ AがDに対し甲土地を代物弁済し、Cが詐害行為を理由としてA D間の代物弁済を取り消す場合、Cは、抵当権が把握していた担保価値と甲土地の価格の差額である3,000万円の限度で代物弁済を取り消し、Dに対し、3,000万円を価格賠償として請求することになるのであって、代物弁済全体を取り消すことはできない。

ウ AがEに対し甲土地を代金1,000万円で売却し、Eが所有権移転登記を経由した後、Cが詐害行為を理由としてA E間の売買を取り消す場合、取消しの効果がC E間で相対的にのみ生ずるとすると、Eは、Cからの請求に対し、1,000万円の返還と引換えでなければ所有権移転登記の抹消登記手続をしない旨を主張することができる。

エ Aは、Eに対し甲土地を代金1,000万円で売却し、Eは、Fに対し甲土地を転売した。Eは購入当時債権者を害すべき事実を知らなかったが、Fは転得当時債権者を害すべき事実を知っていた場合において、CのFに対する詐害行為取消権の行使が認められたときは、取消しの効果がC F間で相対的にのみ生ずるとすると、Fは、甲土地を返還しても、Eに対する担保責任を追及することはできない。

オ Aは、Eに対し甲土地を贈与し、Eは、Fに対し甲土地を転売した。Eは購入当時債権者を害すべき事実を知っていたが、Fは転得当時債権者を害すべき事実を知らなかった場合において、CのEに対する詐害行為取消権の行使が認められ、CがEから目的物に代わる金銭を受領し、これをAに返還する債務とAに対する債権とを相殺したときは、Cは、優先弁済を受けたことになるが、Dは、このCによる詐害行為取消権の行使を詐害行為として取り消すことはできない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

〔No.23〕 Aは、Bに対し、平成13年1月1日、弁済期同年3月31日、利息年1割、期限後の損害金年2割との約定で100万円を貸し付け、Cは、BのAに対する債務の連帯保証人となった。Aは、Dに対し、平成13年4月1日、上記貸金元本債権を譲渡した。

この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア 債権譲渡の前にBがAに対し弁済していた場合、BがDに対し異議をとどめない承諾をしたときでも、Cは、Dの履行請求を拒絶することができる。

イ 債権譲渡につき債務者に対する対抗要件を具備したDがBに対し履行を請求した場合、CがDに対し反対債権を有し、これと保証債務とが相殺適状にあるときでも、Bは、CのDに対する債権をもってDの債権と相殺することはできない。

ウ 債権譲渡につき債務者に対する対抗要件を具備したDは、Cに対し、元本100万円のほか、別段の意思表示がなくても、平成13年1月1日から同年3月31日までの利息金を請求することができる。

エ Aが債権譲渡の通知をBに対してした場合、Cは、Dの履行請求を拒絶することはできないが、Aの履行請求は拒絶することができる。

オ Aが債権譲渡の通知をCに対してした場合、Cは、Dの履行請求を拒絶することはできないが、Aの履行請求は拒絶することができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

〔No.24〕 次の から までの事例に関する後記アからオまでの記述のうち、正しいものは幾つあるか。

【事例】

Aは、動産甲をBに賃貸したところ、Bは、Cにこれを転貸した。

Aは、動産甲の製作をBに注文したところ、Bは、Cにその製作を注文し、Cは、動産甲を製作し、完成した。

Aは、Bに事務を委任したところ、Bは、Cにこの事務を復委任し、Cは、受任した事務の処理の過程で動産甲を第三者から買い受けた。

ア 及び の事例において、AがB C間の契約を承諾していた場合、A B間の契約をA Bが合意により解除したときは、Aは、Cに対し、動産甲の引渡しを請求することができる。

イ 及び の事例において、AがB C間の契約を承諾していた場合、Aは、Cに対し、動産甲の引渡しを請求することができる。

ウ 動産甲がCの責めに帰すべき事由により滅失した場合、Aの債務は、 の事例においてはAが契約を解除しなくても消滅するが、 の事例においては消滅しない。

エ AがB C間の契約を承諾していた場合において、AがBの債務不履行によりA B間の契約を解除したときは、B C間の契約は、 の事例においてはAがCに目的物の返還を請求した時に、 の事例においてはAが契約を解除した時に、それぞれ終了する。

オ 及び の事例において、Aは、いつでもA B間の契約を解除することができる。

1. 1個 2. 2個 3. 3個 4. 4個 5. 5個

〔No. 25〕 Aは、Bに対し、著名な画家の作による絵画1点を価格1億円で購入することを依頼し、その代理権を与えた。Bは、Aの代理人としてAのために購入する意思を有しながら、美術商Cに対し、「この絵画1点を代金1億円で購入したい。」とだけ述べた。Bの言動から買主はBと思われる状況にあり、Cも、Bが買主と思い、この絵画について売買契約を締結した。その後、Cは、BがAのために売買契約を締結する意思を有していたことを知った。

この事例に関する次の1から5までの記述のうち、正しいものはどれか。

1. Aは、Cに対し、売買契約の履行請求をすることができる。これに対し、Cは、BがAのために売買契約を締結する意思を有していたとして錯誤による無効を主張することができる。
2. Bは、Cに対し、売買契約の履行請求をすることができる。これに対し、Cは、Bの履行請求に応じてもよいし、BがAのために売買契約を締結する意思を有していたと主張してBの履行請求を拒絶してもよい。
3. Cは、その選択に従い、A又はBに対し、売買契約の履行請求をすることができる。
4. Cは、AがCに対しBがAのために売買契約を締結する意思を有していた旨の通知をした後は、Aに対してのみ売買契約の履行請求をすることができる。
5. Cは、Bに対し、売買契約の履行請求をすることができる。これに対し、Bは、自己に重大な過失がない場合でも、Aのために売買契約を締結する意思を有していたとして錯誤による無効を主張することはできない。

〔No. 26〕 未成年者A（17歳）は、法定代理人Bの同意を得ずに、自己所有のオートバイを代金250万円でCに売却する契約を締結し、その際、売買代金の内金として50万円を受領した。

この売買契約の取消しに関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア 売買契約の1年後にAが単独で追認をした場合、Bは、この追認を取り消すことができ、Aは、受領した50万円を遊興費として全額費消していたときは、これをCに返還する義務はない。

イ 売買契約の1年後にAがCに対し残代金200万円の支払を請求した後においても、Aは、売買契約を単独で取り消すことができるが、受領した50万円を生活費として全額費消していたときは、これをCに返還する義務がある。

ウ 売買契約の1年後にAがCに対しオートバイを引き渡し、さらにその1年後にAが婚姻をした場合、Aは、売買契約を取り消すことはできない。

エ 売買契約の4年後にAがCに対しオートバイを引き渡した場合、Aは、売買契約を取り消すことができることを知らずに引渡しをしたときでも、売買契約を取り消すことはできない。

オ AがCに対しオートバイを引き渡さないまま、売買契約を締結した時から6年が経過した場合、Aは、契約取消権が時効により消滅しているため、売買契約を取り消すことはできない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

〔No. 27〕 次のアからオまでの記述は、社団法人Aから甲土地を購入したいと考えている知人Bから相談を受けた法学部の学生が作成した調査メモである。

これらの記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア 社団法人Aについて設立の登記がされていなければ、Aは、法人ではなく、権利能力なき社団ということになる。

イ 不動産登記簿上、甲土地の所有権の登記名義は、社団法人Aではなく、Aの理事であるC個人となっているが、そのことから直ちにAが甲土地の所有者でないということにはならない。

ウ 社団法人Aの定款によると、理事は3名とされており、代表権の行使について特別な定めはされていないので、甲土地の売買契約は、少なくとも2名以上の理事がAを代表して締結しなければならない。

エ 社団法人Aの定款に不動産の売却には総会の承認を要するとの記載がされている場合、Bは、この

定款の記載を知っていれば、具体的な売却行為について総会の承認がなかったことを知らなかったとしても、代表権の制限について悪意の第三者となる。

オ 社団法人Aの定款や総会の決議により禁止されていない限り、甲土地の売買契約は、Aの理事から甲土地の売却の委任を受けた代理人との間で締結することができる。

- 1.ア イ 2.ア ウ 3.イ エ 4.ウ オ 5.エ オ

〔No.28〕 Aは、知人BがCから借入れをするに当たり、Cから、Bの資力に不安があるとして、Bを援助するための何らかの担保の提供を求められた。

この場合に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア Aは、Bが弁済期を過ぎても債務を弁済しないときは、自分が実際にCに弁済する前でも、Bに対し求償することができるようにしたいと考えている。AがBから委託を受けたことを前提として、Aがこの意図を実現するためには、Aは、単純な保証債務を負うべきであって、連帯保証債務を負うべきではない。

イ Aは、CがBに対し催告をしたにもかかわらず、Bが資力がないため債務を弁済することができない場合にのみ、自分が責任を果たすことにしたいと考えている。Aが自己所有の土地に抵当権を設定すると連帯保証債務を負うのとでは、この意図に沿ったものになるか否かの点について、差異はない。

ウ Aは、自己所有の土地に担保権を設定してもよいと考えているが、そのことが登記簿において公示されることは望んでいない。この意図に沿いつつ、Cがその担保権を第三者に対抗することができるようにするためには、Aは、抵当権ではなく、質権を設定すべきである。

エ Aは、BのCに対する借入金債務が時効により消滅するに至った場合には、自分も債務を免れることにしたいと考えている。この意図を実現するためには、Aは、単純な保証債務を負うべきであって、連帯保証債務を負うべきではない。

オ Aは、Bの借入金額が自分一人で保証するには過大であるため、自分以外にもう一人保証人を付けさせることを通じて、借入金の半額についてのみ保証債務を負担する結果を招来させたいと考えている。この意図を実現するためには、Aは、単純な保証債務を負うべきであって、連帯保証債務を負うべきではない。

- 1.ア イ 2.ア エ 3.イ オ 4.ウ エ 5.ウ オ

〔No.29〕 次のアからオまでの記述のうち、組合の責任財産という観点からみて、「組合員Aが組合財産たる甲土地に対する持分を第三者に処分したとしても、その処分を組合及びその債権者には対抗することができない。」という記述と趣旨が異なるものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア 組合の債務者Bが、その債務と組合員Aに対する債権とを相殺することは、許されない。

イ 組合員Aが組合を脱退した場合、Aに対する持分の払戻しは、出資の種類を問わず、金銭をもってすることができる。

ウ 組合の債務者Bに対して債務を負担している組合員Aが、組合がBに対して有する債権についての自分の持分とBに対して負担するその債務とを相殺することは、許されない。

エ 組合の債権者は、組合財産から支払を受けるほか、直接、各組合員の個人財産に対しても分割してその権利を行使することができる。

オ 組合員Aの債権者が組合財産である甲土地に対するAの持分を差し押さえても、これを組合に対抗することはできない。

- 1.ア ウ 2.ア エ 3.イ エ 4.イ オ 5.ウ オ

【No. 30】 次のアからオまでの記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア A が自己所有建物を B に賃貸し、B がこれを C に転貸している場合、C が A を単独で相続したとしても、C の転借権は消滅しない。

イ 保証人 A が主たる債務者 B を単独で相続した場合、保証債務のために A 所有建物に抵当権が設定されていたとしても、保証債務は消滅する。

ウ A が B から賃借して居住していた B 所有建物の贈与を受けた場合、A の賃借権は消滅するが、A が所有権移転登記を経由する前に C が B からその建物を購入して所有権移転登記を経由したときは、A の賃借権は消滅しなかったことになる。

エ 連帯債務者 A B C のうち、A が債権者 D を相続した場合、A は、債務を弁済したものとみなされる結果、B C に対し、各自の負担部分について求償することができる。

オ 被相続人 A が B に対する債権を推定相続人でない C に譲渡する旨の遺言を作成していた場合、A の唯一の相続人である B が A を相続したときは、遺贈の対象となった A の B に対する債権は消滅する。

- 1 . ア エ 2 . ア オ 3 . イ ウ 4 . イ オ 5 . ウ エ

【No. 31】 A は、B から建物の建築を請け負い、これを完成して B に引き渡した。請負契約では、請負代金は、引渡後、分割払で支払を受ける約定であり、担保責任について特約はされていなかった。B は、引渡しを受けて生活を始めた後、建物の床が傾いていることに気付いた。

この事例に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、a b の双方が誤っているものはどれか。

- 1 . a 請負人の修補に代わる損害賠償支払義務と注文者の代金支払義務とは同時履行の関係にあるので、B は、損害賠償請求を選択した場合、その賠償金の支払を受けるまでは、A に対し、請負代金全額の支払を拒絶することができる。
b したがって、A 又は B が、それぞれの債権を自働債権として相手方の債権と相殺するためには、履行の提供をするなど、相手方の同時履行の抗弁を消滅させておく必要がある。
- 2 . a B が修補請求を選択し、A がそれに応じて修理をしていたところ、落雷により建物が全焼した。A は、請負契約の履行を完全に終えていない以上、建物を再度完成させる義務を負う。
b 再度の完成が不可能である場合、危険負担における債務者主義が適用される結果、B は、請負代金全額の支払義務を免れる。
- 3 . a B は、現時点では、A に対し契約の解除によって生ずる損害を賠償しても、請負契約を解除することはできない。
b しかし、A が B からの修補請求に対して誠実な対応をせず、かつ、その瑕疵のために契約の目的を達することができないときは、請負契約を解除することができる。
- 4 . a A の担保責任は、無過失責任であるが、床の傾きが B の指図に不適當な点があったために生じた場合、A は、原則として責任を負わない。
b A が B の指図が不適當であることを知っていた場合でも、その指図が不適當であることを B に対し説明していたときは、A は、担保責任を負うことはない。
- 5 . a B が建物を C に売却して所有権を失ったとしても、それだけでは、B は、A に対し修補に代わる損害賠償を請求する権利を失うことはない。
b しかし、C が床の傾きを了解して建物を買い受けたときは、B は、C から床の傾きに関し売買契約上の瑕疵担保責任を追及されることはないので、B は、A に対し、床の傾きについて瑕疵修補に代わる損害賠償を請求することはできなくなる。

【No. 32】 次のアからオまでの記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア A は、B に対する自己の金銭債務を弁済していたが、B から強制執行すると脅かされ、取りあえず、これを避けるため、B に対し、B から請求された額を支払った。この場合、A は、B に対し、支

払った金額を不当利得として返還請求することができる。

イ 債務者Aは、Bに対し、弁済期前であることを知りつつ、債務を弁済した。この場合、Aは、Bが期限前に弁済を受けたことによって中間利息などの利益を受けているときは、Bに対し、その利益を不当利得として返還請求することができる。

ウ Bは、Cに対する債権につき、自己の債務と誤信したAから弁済を受けたが、C自らが弁済したものと信じて、債権証書をAに交付したところ、Aは、その証書を紛失した。この場合、Aは、Bに対し、弁済したものを不当利得として返還請求することはできない。

エ Aは、死亡した親の債権者と称するBから債務の弁済を求められたため、その債務を相続したものと信じて、これを支払った。この場合、支払の際、調査をすればそのような債務が存在しないことを容易に判断することができ、Aが上記のとおり信じたことに過失があると認められるときでも、Aは、Bに対し、弁済したものを不当利得として返還請求することができる。

オ Aは、BのCに対する債務を自己の債務と誤信して弁済し、その後、Cは、Bに対するその債権を消滅時効により失った。この場合、Aは、Bに対し、求償することができない。

1.ア ウ 2.ア エ 3.イ ウ 4.イ オ 5.エ オ

〔No.33〕 AB夫婦には、10歳の子Cがいるが、ABは離婚をし、BがCを監護している。AはDと再婚をし、BはEと再婚をした。

この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア BがCの親権者である場合、Bは、Aの同意がなくても、Cに代わってEとの養子縁組の承諾をすることができる。

イ AがCの親権者である場合、Aは、Bの同意がないときは、Cに代わってDとの養子縁組の承諾をすることはできない。

ウ CとEとが養子縁組をした場合、Cは、Aに対する相続権を失う。

エ CとEとが養子縁組をした場合、AのCに対する扶養義務は消滅する。

オ CとEとが養子縁組をした後、BとEとが離婚をした場合、CとEとの養子縁組は解消する。

1.ア イ 2.ア ウ 3.イ エ 4.ウ オ 5.エ オ

〔No.34〕 AB夫婦には、子C及びDがあり、DはEと婚姻をし、DE夫婦には子Fがいる。

この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア Aが死亡した当時、Dが既に死亡していた場合、Aの相続人は、B、C、E及びFである。

イ Aが死亡した当時、B及びCは存命中であったが、Dは既に8年間行方不明の状態にあった。そこで、Eの申立てにより失踪宣告の審判がされ、確定した。失踪宣告の効果は、審判の確定時に生ずるので、Fは、Aを代襲相続することはない。

ウ AとDは、飛行機事故により死亡したが、死亡時の状況は、不明である。この場合、Fは、Aを代襲相続する。

エ Dは、Aを殺害して刑に処せられた。Fは、Aが殺害された当時、胎児であった。この場合、Fは、Aを代襲相続することはない。

オ Aは、Dが若い頃からふしだらで更生の見込みがないため、Dにつき相続廃除を請求した。家庭裁判所において相続廃除の審判がされ、確定した後、Aが死亡した。この場合、Fは、Aを代襲相続する。

1.ア イ 2.ア オ 3.イ エ 4.ウ エ 5.ウ オ

【No. 35】 Aは、甲土地及び乙土地を所有していたが、甲土地をBに、乙土地をCに売却した。しかし、登記については、B及びCの要望により、甲土地及び乙土地のいずれについても、AからB及びCに対する共有持分各2分の1の移転登記を経由した。その後、Bは、Dに対し、甲土地及び乙土地について、いずれもB名義で登記されている2分の1の共有持分を売却し、その旨の登記を経由した。

この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、「我が国の不動産登記には公信力はないが、権利者が不実の登記を作出した場合には、不実の登記について善意の第三者は、虚偽表示の規定の類推適用により保護される。」との考え方に立った場合、正しいものは幾つあるか。

ア Dが善意の場合、Cは、甲土地及び乙土地のいずれについても2分の1の共有持分を有することになる。

イ Dが善意の場合、Dは、甲土地及び乙土地のいずれについても2分の1の共有持分を有することになる。

ウ Dが悪意の場合、Cは、Dに対し、乙土地について、2分の1の持分の範囲に限り、その権利を対抗することができる。

エ Dが悪意の場合、Dは、甲土地の所有権を全部取得する。

オ Dが善意か悪意かによって、Bが甲土地について共有持分を有することになるか否かが異なってくる。

1. 1個 2. 2個 3. 3個 4. 4個 5. 5個

【No. 36】 次のアからオまでの記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア 建物の譲受人は、その所有権移転登記を経由していない場合であっても、建物の設置又は保存の瑕疵により第三者に生じた損害について、所有者としての責任を免れることができない。

イ 建物の譲受人は、その所有権移転登記を経由していない場合であっても、建物がその敷地に無権原で建てられているときは、敷地の所有者からの明渡請求に応じなければならない。

ウ 二重に譲渡された未登記の建物を第三者が不法行為により毀損した場合、建物の所有権移転登記を経由していない限り、いずれの譲受人も、第三者に対し損害賠償請求権を行使することができない。

エ 袋地の譲受人は、その所有権移転登記を経由していない場合、囲繞地の所有者又は利用権者に対し囲繞地通行権を主張することができない。

オ 賃貸建物の譲受人から賃料を請求された借家人は、譲受人が建物の所有権移転登記を経由していない限り、その支払を拒絶することができる。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

【No. 37】 次のアからオまでの記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア 債権質の実行は、裁判所に担保権の実行を申し立てる方法によらなければならないが、債権譲渡担保の実行は、譲渡された債権を確定的に譲渡担保権者に帰属させ、清算金を譲渡担保の設定者に支払うという方法によらなければならない。

イ 抵当権は、被担保債権が弁済されると消滅するが、不動産の譲渡担保権は、所有権移転の形式を採り、被担保債権が公示されるわけではないので、被担保債権が弁済されても登記が抹消されない限り、譲渡担保権者の別の債権を被担保債権とするため存続する。

ウ 抵当権設定者は、抵当権の目的不動産の不法占有者に対し、所有権に基づく明渡請求をすることができるが、不動産譲渡担保においても、譲渡担保設定者は、目的不動産の清算までは、被担保債権を弁済して目的不動産の完全な所有権を回復することができる地位に基づき、目的不動産の不法占有者に対し、明渡請求をすることができる。

エ 動産質権の成立後、質権設定者に質物を引き渡すと、質権者は、質権を第三者に対抗することができるが、動産譲渡担保は、所有権移転の形式を採るので、譲渡担保権者は、譲渡担保設定者に

目的動産を占有させている場合にも、譲渡担保権を第三者に対抗することができる。

オ 質権については、同一の物又は権利を目的とする複数の質権が成立し得るが、担保の目的となる物又は権利の譲渡という形式を採る譲渡担保についても、担保目的の法律関係である以上、同一の物又は権利を目的とする複数の譲渡担保権が成立し得る。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

〔No. 38〕 15歳のAは、工務店を経営する甲に雇われ、甲の建築現場で働いていたところ、通りかかった友人の15歳のB及び12歳のCと話し合ううち、線路上に建築用ブロックを置いたらどうなるかという話題になった。そこで、Aは、手元にあったブロックをCに渡し、Cは、それを線路上に置いた。Bは、A及びCに対し、やめるように言ったものの、A及びCの行動を制止することはなく、傍観していた。折から通行中の電車は、線路上のブロックを発見して急停止し、乗客Dは、転倒して負傷した。乙はBの親権者であり、丙はCの親権者である。

この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものを組み合わせたものは後記1から5までのうちどれか。なお、A、B及びCの行為時の精神的な判断能力は、年齢相応のものであったものとする。

ア 乙と丙は、同一の条文に基づいて、Dに対し不法行為責任を負うことがある。

イ Cが責任を負わない場合には、Dは、丙の責任を追及することができない。

ウ Bが責任を負わない場合でも、Dは、乙の責任を追及することができる。

エ AがDに対し責任を負い、甲がAの使用人としての責任を負う場合において、丙も責任を負うときは、丙がDに損害を賠償し、甲に対し求償することができるならば、丙から甲への求償において甲が負担する割合は、Aが負担する割合と同一である。

オ B及び乙がDに対し共に責任を負う場合において、甲もAの使用人としての責任を負うときは、甲がDに損害を賠償し、乙に対して求償することができるならば、甲から乙への求償において乙が負担する割合は、Bが負担する割合を超えることはない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

〔No. 39〕 建築会社Aは、Bに対し、既存建物を取り壊して新たな建物の建築工事を請け負わせ、Bは、Cに対し、既存建物の取壊しを請け負わせたところ、B又はCの行為により、Dに損害が発生した。

この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア Bの工事方法が乱暴でDに損害を与えることを容易に予測することができる場合でも、AにはBの危険な作業を中止させる注意義務があるとまではいえず、Aが具体的に注文し、又は指図した方法に従ってBが工事をしてDに損害を与えたときでなければ、Aは、注文者の責任を負うことはない。

イ 請負契約の性質上、Bには工事の遂行に自主性と独立性とが認められるので、Aが事実上Bの工事の仕方につき指揮監督をしたというような事情が認められない限り、Aは、使用者責任を負うことはない。

ウ Dは、Aに注文者の責任を問うためにはAの注意義務違反と損害発生との因果関係を、Aに使用者責任を問うためにはBの行為と損害発生との因果関係を、それぞれ証明しなければならない。

エ Cが工事をするに際してAの現場監督の指揮監督に従うことがあっても、BもCに対し指揮監督する関係にある限り、Bは、Cの行為について使用者責任を免れることはできない。

オ AのCに対する直接又は間接の指揮監督関係が存在していないと考えられる場合でも、AがBに対し工事上の指図をし、又はその監督の下に工事を施工させ、かつ、BがCに対し工事上の指図をし、又はその監督の下で工事を施工させるときは、Aは、Cの行為について使用者責任を負う。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

〔No. 40〕 Aは、Bに対する貸金債権を回収するため、BのCに対する金銭債権の取立ての委任を受けた。この場合に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア 委任者であるBは、取立委任をいつでも解除することはできない。

イ 委任者であるBが死亡したときは、取立委任は終了する。

ウ CがAの代理受領権限を承認したにもかかわらず、CがBに支払をすれば、Aは、Cに対し不法行為責任を追及することができる。

エ BのCに対する債権に譲渡禁止特約がある場合、取立委任は、Bのみを債権者とするという特約の趣旨を事実上回避することになるので、無効である。

オ BのCに対する債権をBの債権者Dが差し押さえた場合、Aは、Dに対し優先弁済を受ける権利があることを主張することができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

[刑 法]

〔No. 41〕 次の文章の【 】から【 】までに、下記AからDまでの文章を入れ、その()内に語句群から適切な語句を入れると、不作為による幫助犯に関する記述となる。【 】及び【 】の文章の()内に入る語句を順に並べた場合の組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

「【 】これに対して、【 】しかしながら、【 】以上を前提として、【 】」

- A 不作為犯とは結果の発生を防ぐ義務を怠ったということに尽きるのであって、結局のところ()は一つであるとし、作為義務が存在しこれに違反すれば不作為による()が成立するし、作為義務がなければ()は成立しないとして、不作為による幫助犯を否定する考え方がある
- B 不作為による幫助犯に問擬される者の置かれた地位や具体的な状況等によって、その者が行うことを期待される()や、その前提となる作為義務にも差異が生じ得るであろうから、正犯を基礎付ける作為義務と幫助犯を基礎付ける()とが、その性質、内容において()であるとは言えず、不作為による幫助犯を否定する考え方は失当であろう
- C どのようなものが()の犯罪を防止すべき義務に該当することになるかについて考えると、一般論としては、正犯の犯罪により侵害される法益を()すべき義務に基づく場合や、正犯の犯罪実行を直接阻止すべき義務に基づく場合が考えられるが、()として必要かつ十分かについては、具体的事案において実質的に判断される必要がある
- D 不作為による幫助犯はこれを肯定すべきであり、()の犯罪を()すべき義務のある者がこの義務に違反して()の阻止を怠ったときに不作為による幫助犯が成立すると解すべきである。裁判例も一般論としては不作為による幫助犯の成立を認めている

【語句群】

a 不作為 b 幫助犯 c 正犯 d 教唆犯 e 危険 f 結果
g 作為義務 h 作為 i 保護 j 間接正犯 k 阻止 l 犯罪
m 異質 n 同一

1. a - i - g - h - g - m 2. c - d - l - h - b - b 3. c - i - g - h - c - l
4. g - b - l - c - i - a 5. g - c - l - c - i - g

〔No. 42〕 次の文章の()から()までに、語句群から適切な語句を入れた場合、()、()及び()に入る語句の組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

「犯罪は、その終了時期と法益侵害との関係から、即成犯、()、()に区別される。ある犯罪が()と()のいずれに当たるかという問題は、例えば、窃盗の既遂後に当該窃盗犯人から盗品を譲り受けた者については、盗品等に関する罪が成立するだけで窃盗の()は成立しないとされているように、()の成否に関して意味がある。また、()と()の区別は、罪数論においても意味がある。例えば、営利目的で人を誘拐した者が被拐取者を自己の支配下に移した後、その支配の継続中に被拐取者を監禁した事例で、営利目的誘拐罪が()であるとすると、同罪と監禁罪とは()又は()の関係にあると解することはできるが、()の関係にあるとすることはできない。さらに、法益侵害状態が継続している間に()があった場合、新法と旧法のいずれが適用されるかについても差異を生じ、()の場合には、()が適用されることになるが、()の場合には、()により新法又は旧法のいずれかが適用されることになる。」

【語句群】

ア 継続犯 イ 状態犯 ウ 自手犯 エ 共犯 オ 正犯
カ 観念的競合 キ 牽連犯 ク 併合罪 ケ 旧法 コ 新法
サ 刑の廃止 シ 刑の変更 ス 刑の軽重

1. ア キ ケ 2. ア ク コ 3. イ カ コ 4. イ キ ケ 5. イ ク ケ

〔No. 43〕 次のアからウまでの各事例に予備罪に関する下記AからCまでの各見解を当てはめた場合に、事例、見解及び甲の罪責に関する結論の組合せとして誤っているものは、後記1から5までのうちどれか。なお、本問では、予備罪については自己予備のみを問題とし、また特別法違反の罪は除いて考えるものとする。

【事例】

ア 甲は、乙がXを殺害しようとしてけん銃を入手したのを知り、殺害を容易にするためけん銃用の実包を乙に交付したが、乙が殺害行為に着手する前に計画が発覚した。

イ 甲は、通行人から現金を強取することを乙と相談し、各自けん銃を持って一緒に歩いていたが、適当な通行人を発見する前に発覚した。

ウ 甲は、乙の一万円札偽造計画を知り、乙に印刷機の購入費用を提供したところ、乙はこの金で高性能の印刷機を購入したが、印刷に着手する前に計画が発覚した。

【見解】

A 予備罪は、基本的構成要件の修正形式にすぎず、基本的構成要件の内容たる行為としての実行行為を観念することができない。

B 予備罪は、修正形式の一種であるにせよ、それ自体が別個の構成要件であるので、その実行行為を観念することができる。

C 予備罪は、法文に予備行為の内容が構成要件として具体的に規定されている場合には実行行為を観念することができるが、そうでない場合は実行行為を観念することができない。

【結論】

殺人予備罪の共同正犯	殺人予備罪の幫助	殺人予備罪の単独犯
強盗予備罪の共同正犯	強盗予備罪の幫助	強盗予備罪の単独犯
通貨偽造準備罪の共同正犯	通貨偽造準備罪の幫助	通貨偽造準備罪の単独犯
不可罰		

1. ア - A - 2. ア - C - 3. イ - A - 4. イ - B - 5. ウ - C -

〔No. 44〕 次の文章は、緊急避難に関する論述であるが、() 内には語句群からそれぞれ最も適切なものが入る。() から () までに入る語句の組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

「正当防衛の法的性質は() であることに争いはないが、緊急避難の法的性質については争いがあり、主に() 説と() 説がある。海上で遭難したAとBが一人しか支えきれない板切れに泳ぎ着いた際、以前からBへの殺意を有するXが、Aに対してBを板切れから突き放すように唆したことから、Aが同行為に及んでBが水死した場合、Xの罪責につき、共犯の従属性について制限従属性説に立てば、() 説では理論的には殺人罪の() が成立し、() 説では() が成立せず、場合により() が別途問題となり得る。また、攻撃者がナイフを持って襲ってきた際、その攻撃から逃れようとして他人の家に塀を壊して逃げ込んだ場合は、() 説に立てば、緊急避難行為は() となり、これに対しては() だけではなく() も可能になる。そして、緊急避難では、条文上() が必要とされているが、これは() 説では当然の要件であり、() 説では政策的な配慮に基づく要件であると考え得る。」

【語句群】

- | | | | | |
|-----------|----------|--------|-------|--------|
| a 正当行為 | b 正当防衛 | c 緊急避難 | d 補充性 | e 法益権衡 |
| f 間接正犯 | g 教唆犯 | h 幫助犯 | i 適法 | j 違法 |
| k 違法性阻却事由 | l 責任阻却事由 | | | |

1. g h l 2. g k d 3. k l k 4. l i k 5. f j e

〔No. 45〕 次のAからCまでは暴行罪における「暴行」の意義に関する見解であり、下記アからウまではいずれかの見解の説明であって、 から までは暴行罪の成否が問題となる事例である。見解、それに対

応する説明，その見解によれば暴行罪の成立が否定される事例の組合せとして正しいものは，後記1から5までのうちどれか。

【見解】

- A 直接身体に加えられた不法な有形力の行使の場合，傷害の結果を生じさせる具体的危険を要しないが，直接身体に加えられない場合，その危険を要する。
- B 直接身体に加えられた不法な有形力の行使に限られるが，傷害の結果を生じさせる具体的危険を要しない。
- C 不法な有形力の行使が直接身体に加えられることは要しないが，有形力に傷害の結果を生じさせる具体的危険を要する。

【説明】

- ア この見解は，暴行を傷害の前段階と位置付けるものであり，被害者に塩を振り掛ける行為は暴行から除かれることになる。
- イ この見解は，暴行を類型に分けて二元的に理解するものであり，身体への接触を不要とする点につき，暴行罪の保護法益を身体の「安全」から「安全感」に拡張するものであると批判されている。
- ウ この見解は，暴行罪も結果犯であって，被害者に有形力が及んだことを要求するものである。

【事例】

甲は脅す目的で乙の数歩手前をねらって投石した。
甲は乙につばを吐き掛けた。
甲は狭い室内で乙を脅す目的をもって日本刀を振り回した。

- 1. Aイ - Bア 2. Aイ - Cア 3. Bイ - Cア
- 4. Bウ - Cア 5. Bウ - Cイ

【No.46】 下記アからクまでの文章を，次の文章の【 】から【 】までに正しく入れると，文書偽造罪における文書の「作成者」の意義に関する記述となる。【 】から【 】までに入る文章の組合せとして正しいものは，後記1から5までのうちどれか。

「文書の『作成者』について，【 】と解する見解がある。この見解に対しては，他人の承諾を得てその名義の文書を作成した場合でも文書偽造罪が成立してしまうとの批判がある。それには，【 】との反論が考えられる。もっとも，これに対しては，文書偽造罪は社会的法益に対する罪であって名義人個人の利益に対する罪ではないので不合理であるとの再批判があり得る。

また，文書の『作成者』について，【 】を根拠として【 】と解する見解や，【 】を根拠として【 】と解する見解があるが，『作成者』を【 】とする見解に対しては，【 】との批判があり得，『作成者』を【 】とする見解に対しては，例えば公序良俗に反する文書でも，名義人本人が作成したのであれば偽造文書ではないはずだとの批判があり得る。」

- ア 文書の効果が帰属する者である
- イ 現実に文書の作成行為を行った者である
- ウ 文書に表示された意思の主体である
- エ 名義人の承諾があれば，違法性が阻却される
- オ 名義人が責任を負えば，文書に対する信頼は害されないこと
- カ だれの意味・観念の表示であるかが，文書において重要なこと
- キ 代理人が権限を逸脱して文書を作成した場合でも，第三者が善意者保護規定により保護されるときには有形偽造が成立しないことになるのではないか
- ク 代理人が権限を濫用して文書を作成した場合にも有形偽造が成立することになるのではないか

- 1. イ オ 2. エ ウ 3. カ キ 4. ア カ 5. ウ ク

【No. 47】 学生AないしCは，相当因果関係説の相当性判断に関し，次の から までのいずれかの異なる見解に立ち，下記各事例について，因果関係の有無を表にすることとした。下記の表は，作成途中のもので， から までの欄には事例1及び2のアからエまでのいずれかが入る。 から までの欄に入る事例の組合せとして正しいものは，後記1から5までのうちどれか。

【見解】

行為時に行為者が認識・予見し及び認識・予見し得た事情を基礎として判断する見解

行為時に存在したすべての事情及び一般人が予見し得た行為後の事情を基礎として判断する見解

行為時に一般人が認識・予見し得た事情及び行為者が認識・予見していた事情を基礎として判断する見解

【事例】

- 1 XがYを突き飛ばしたところ，Yは心臓疾患の持病があったため心筋梗塞により死亡した。
 ア Yの心臓疾患は，暴行時，一般人には認識不能であったが，Xは認識していた。
 イ Yの心臓疾患は，暴行時，一般人にも，Xにも認識不能であった。
- 2 XがYに暴行を加えて重傷を負わせ，Yは付近の病院に収容されたが，同病院の医師が未熟で治療ミスをしたため，Yの傷が悪化し，Yは死亡した。
 ウ 同医師の治療ミスは，暴行時，一般人には予見可能であったが，Xには予見不能であった。
 エ 同医師の治療ミスは，暴行時，一般人にも，Xにも予見不能であった。

事例 学生				
A	×			
B			×	
C				

(○ : 因果関係を肯定 × : 因果関係を否定)

1. イ ア 2. ウ エ 3. イ エ 4. エ イ 5. ウ ア

【No. 48】 不真正不作為犯について学生AとBが会話している。会話中の()の中に語句群から適切な語句を入れた場合，()から()までのいずれかに入る語句の組合せとして正しいものは，後記1から5までのうちどれか。

学生A 不真正不作為犯の成否を検討する際に，以前はまず，その()が()に反するか否かを違法性の段階で問題としていたと聞いたのだけど。

学生B その見解は，結果との間に()のあるすべての()について()があることを前提にしている点が問題だと思う。

学生A そうだね。だから，()を負う者の()のみに()を認めるべきであり，()は()要素と考える。

学生B 僕は，()の発生を根拠付ける事実の存在は()要素と考え，()自体は()要素と考えるべきだと思う。

学生A それらの区別は実際上困難であり，()の発生を根拠付ける事実があれば当然に()は存在するのだから，そのように分けて考える必要はないのではないか。

学生B 実際上区別が困難であるといっても，区別は可能だし，その必要性もあるよ。

学生A 観念的には区別が可能かもしれないが，()の発生を根拠付ける事実を認識しているのに()がないと誤信することは通常考えられないのではないか。

学生B ()の発生を根拠付ける事実を認識しながら規範意識の鈍麻により自己の()を認識しな

いような場合もあるし、この場合、僕の見解だと()と解することになり、妥当な結論となる。

学生A 僕の立場でも、()は規範的()要素であり、君の言うような事例では()と解することが可能であるから、妥当な結論を導けるよ。

学生B その考え方は、()の()を判断する際に、実質的に()を判断している点が問題だね。

学生A ()の判断から価値判断は排除しきれないと思うよ。

【語句群】

- | | | | |
|--------|-----------|---------|---------|
| a 構成要件 | b 構成要件該当性 | c 違法 | d 違法性 |
| e 責任 | f 作為 | g 作為義務 | h 不作為 |
| i 因果関係 | j 等価値性 | k 事実の錯誤 | l 法律の錯誤 |

1. a b c g i l 2. a c d g j l 3. b c d g i k
4. b c g h i l 5. c g h i j k

〔No. 49〕 「甲は、真犯人でないのに、殺人事件の捜査対象にされた。乙は、甲が捜査対象となっているものの客観的・合理的判断によればその嫌疑はない旨確信していたので、丙に対し、警察署に出頭して丙自らが真犯人である旨の虚偽の陳述書を提出するように唆したところ、丙は警察署に出頭しその行為に及んだ。その際、丙は、甲がその真犯人であって捜査対象となっている旨思い込んでいた。」との事例において、乙及び丙の罪責に関し、見解、結論及び根拠の組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

【見解】

刑法第103条の「罪を犯した者」の意義について

真犯人に限るとする見解

真犯人のほか、犯罪の嫌疑によって捜査又は訴追中の者を含むとする見解

真犯人のほか、隠避行為がなされた時点で、客観的かつ合理的な判断によって真犯人であると強く疑われる者を含むとする見解

【結論】

- a 丙に証拠偽造罪のみ、乙に証拠偽造罪の教唆犯のみがそれぞれ成立する。
b 丙だけに犯人隠避罪のみが成立する。
c 丙に犯人隠避罪のみ、乙に犯人隠避罪の教唆犯のみがそれぞれ成立する。

【根拠】

ア 条文の文言に忠実に解釈すべきである。

イ 犯人隠避罪の適用に当たり、国家の刑事司法作用を過度に保護する必要がない。

ウ 行為者が真犯人でないと信じた場合でも処罰できるとしなければ、刑事司法作用が害される。

エ 犯人を特定する陳述書とその特定が虚偽であるとの認識を有しながら作成すれば、証拠偽造罪の構成要件に該当し得る。

オ 陳述書は供述を書面化したものだから、証拠偽造罪にいう証拠に当たらない。

1. aアオ 2. cアエ 3. cイエ 4. bイオ 5. cウオ

(参照条文)

刑法第103条 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者(中略)を蔵匿し、又は隠避させた者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

同法第104条 他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

〔No. 50〕 傷害罪における被害者の同意の効果及び被害者の同意が錯誤に基づく場合の取扱いについて下記AからDまでの各見解があるものとする。これらの見解により下記Iから までの各事例を検討した場合、甲に傷害罪が成立しないものの組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

【見解】

- A 被害者の同意がある以上、傷害の程度にかかわらず、違法性が阻却される。同意に関する被害者の錯誤が被害者の身体の安全に関係する場合にのみ、同意が無効となる。
- B 被害者の同意がある以上、生命にかかわる重大な傷害を除き、違法性が阻却される。同意に関する被害者の錯誤が被害者の身体の安全に関係する場合にのみ、同意が無効となる。
- C 被害者の同意がある以上、生命にかかわる重大な傷害を除き、違法性が阻却される。真意によらない被害者の同意は無効である。
- D 被害者の同意に基づく行為が社会的に相当な場合にのみ、違法性が阻却される。真意によらない被害者の同意は無効である。

【事例】

甲は、不義理を働いた暴力団組員乙から指を詰めてくれるよう頼まれ、これに応じて出刃包丁で乙の左手小指を切断した。

甲は、乙と保険金詐欺を計画し、金のためなら大けがをしてもよいと覚悟した乙の同意を得て、自動車で乙を跳ね飛ばし、計画どおり乙にひん死の重傷を負わせた。

甲は、金を払うつもりがないのに、金を払うからと言って乙をだまし、乙の同意を得た上で、その顔をこぶしで殴り乙に軽微な打撲傷を負わせた。

甲は、おもちゃのけん銃で撃たれることに同意している乙に対し、本物のけん銃で乙の脚部を撃ち、乙に重傷を負わせた。

- 1 . A - D 2 . A - C 3 . A - B 4 . B - C 5 . C - D

〔No. 51〕 学生AないしDは、違法性の意識に関し、次の から のいずれかの異なる見解に立ち討論している。学生と見解の組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

【見解】

故意の成立には、違法性の意識が必要である。

違法性の意識がなくても、違法性の意識の可能性があれば故意を認める。

違法性の意識の可能性は故意とは別個の責任の要素であり、違法性の意識がない場合でも違法性の意識の可能性があれば責任は阻却されないが、違法性の意識の可能性がない場合は責任が阻却される。

犯罪の成立には、違法性の意識やその可能性は不要である。

【発言】

学生A 僕は、刑法第38条第3項本文は、刑罰法規を知らなくても故意があることを明らかにしたものと解すべきだと思う。

学生B 僕も同項本文はA君と同様に解すべきだと思う。

学生C 同項本文は、そのような当然のことを規定したのではなく、違法性を意識し得ない場合にも故意が認められることを定めたものと考えべきだ。

学生D 僕もC君と同様、同項本文は、違法性の意識やその可能性が故意の存否とは関係がないことを明らかにしたものと考え。

学生B D君の見解では、違法性の意識の可能性がない場合に刑事責任を否定するための条文上の根拠に欠けてしまう。僕は、故意行為が重く非難されるのは、法的に許されないことを知りながら法益侵害行為をしたからだと思う。

- 1 . A - C 2 . A - D 3 . B - C 4 . B - D 5 . C - D

(参照条文)

刑法第38条第3項 法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったと

することはできない。ただし、情状により、その刑を減軽することができる。

〔No.52〕 次の文章の【 】から【 】までに、下記アからクまでのうち適切なものを入れると、強制わいせつ罪の成否に関する記述となる。【 】から【 】までに入るものの組合せとして誤っているものは、後記10個の組合せの中に何個あるか。

「男が、専ら報復する意図で、18歳の女性を脅迫して裸にし写真撮影した事案に関し、【 】とする見解がある。これに対し、同見解を【 】と批判し、結論として【 】とする見解がある。後者の見解は、強制わいせつ罪の保護法益は【 】、違法性の本質は【 】とそれぞれ考える傾向が強い。」

ア 本件では被害者の性的自由が侵害されており、それについて故意も認められるので、強制わいせつ罪が成立する

イ 強制わいせつ罪の成立には、「犯人の性欲を刺激興奮させ又は満足させる」という性的意図が必要であり、それが無い本件では同罪は成立しない

ウ 主観的違法要素は、できる限り限定すべきである

エ 強制わいせつ罪の成立には、「犯人の性欲を刺激興奮させ又は満足させる」という性的意図が必要だとすると、内心のいかんによりいたずらに処罰を拡大するおそれがある

オ 公然わいせつ罪と異なり、行為の公然性が要求されないことなどから、性的自由にあり

カ 強要罪より法定刑が重いことなどから、性的自由のほか、健全な性風俗維持にあり

キ 行為無価値にある

ク 結果無価値にある

【組合せ】

ア	ウ	イ	ア	ア	カ	イ	キ	ウ	イ	
	ウ	カ	エ	ク	イ	オ	ア	ク	オ	キ

1. 4個 2. 5個 3. 6個 4. 7個 5. 8個

〔No.53〕 次の文章の【 】から【 】までに、下記AからEまでの文章のうち適切なものを入れ、その()内に語句群から適切な語句を選んで入れると、拐取罪に関する記述となる。【 】にはDが入るものとすると、【 】及び【 】に入る文章の()内に入る語句の種類は何個あるか。

「【 】。これに対し、【 】。もっとも、【 】。また、【 】。以上の犯罪類型とは異なり、【 】。」

A ()は()の一種であるが、()で人を拐取したときは、()拐取罪は、その加重類型である()拐取罪に吸収される

B 各拐取罪の()としての性質を有する犯罪が()罪であり、人を拐取した者が、()の安否を憂慮する者の憂慮に乗じ、()を要求する犯罪が()要求罪である

C ()を拐取した場合でも、()等でこれを行ったときは、()拐取罪は、重い()拐取罪等に吸収される

D 拐取罪には種々の類型がある。多くの拐取罪は何らかの()を主観的構成要件要素にしている。例えば、自ら財産上の利益を得、又は、第三者に得させる目的で人を拐取したときは()拐取罪が成立する

E ()拐取罪は、同罪の客体の特殊性にかんがみ、()のいかんを問わず、拐取行為があれば同罪が成立する

【語句群】

a	身の代金	b	身の代金目的	c	拐取目的	d	営利目的	e	未成年者
f	事後従犯	g	被拐取者	h	監護者	i	被拐取者収受		

1. 3個 2. 4個 3. 5個 4. 6個 5. 7個

【No.54】 次の文章の（ ）内に語句群から最も適切な語句を入れて文章を完成させると、刑法典に規定された没収、追徴に関する記述となる。（ ）内に入らない語句の組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

「没収とは、犯罪に関連する一定の有体物の（ ）を（ ）して（ ）に帰属させる処分である。刑法第19条は、第1項各号において没収の対象となる物を規定しているが、これらは、主として犯罪予防を目的として没収されるものと、犯罪に基づく不正な利益を犯罪者の手元に残さないことを目的として没収されるものに大別できる。前者に当たるのは供用物件と（ ）であり、後者に当たるのは報酬等である。刑法第19条の没収は、原則として犯人以外の者に属さない場合に限り、これを行うことができるが、例外的に、犯人以外の者に属する物であっても、犯罪の後にその者が情を知って取得したものであるときは、これを没収することができる。後者は、一種の（ ）を定めたものであるから、その没収を行う場合には、（ ）に対し、法律で定める（ ）、弁解、防御の機会を与えなければならない。また、刑法第19条第1項第3号又は第4号に掲げる物であって、没収が可能であった物が、（ ）の時点で事実上又は法律上没収ができなくなっている場合には、追徴、すなわちその物に代わるべき金額を（ ）すべきことを命ずる処分を行うことができる。」

【語句群】

- | | | | |
|--------|---------|---------|--------|
| a 部分没収 | b 第三者没収 | c 必要的没収 | d 組成物件 |
| e 取得物件 | f 第三者 | g 被告人 | h 占有権 |
| i 所有権 | j 納付 | k 告知 | l はく奪 |
| m 国庫 | n 裁判所 | o 判決 | p 犯罪 |

1. aとe 2. bとn 3. dとm 4. fとg 5. hとo

(参照条文)

刑法第19条第1項 次に掲げる物は、没収することができる。

- 一 犯罪行為を組成した物
- 二 犯罪行為の用に供し、又は供しようとした物
- 三 犯罪行為によって生じ、若しくはこれによって得た物又は犯罪行為の報酬として得た物
- 四 前号に掲げる物の対価として得た物

同条第2項 没収は、犯人以外の者に属しない物に限り、これを行うことができる。ただし、犯人以外の者に属する物であっても、犯罪の後にその者が情を知って取得したものであるときは、これを没収することができる。

同法第19条の2 前条第1項第3号又は第4号に掲げる物の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

【No.55】【 】の（ ）内に語句群のいずれかの語句を1回ずつ入れると、名誉毀損罪の基本的論点についての見解となる。【 】は【 】の各見解に対応する具体的事例と名誉毀損罪の成否を示したものである。【 】に示した名誉毀損罪の成否の結論が誤っていると認められるものに対応する見解の組合せは、後記1から5までのうちどれか。

【 】

- ア 本罪の（ ）は事実として存在する（ ）である。
- イ 本罪は（ ）を有しない者に対しても成立する。
- ウ 本罪は（ ）が認識し得る状態で人の名誉を毀損することにより成立する。
- エ 本罪が成立するには（ ）を示すことが必要であり、（ ）を示したときは侮辱罪の成立が問題となるにすぎない。
- オ 本罪は結果の発生を要しない（ ）である。

【語句群】

- | | | | | |
|--------|----------|------|-------|-------|
| 抽象的危険犯 | 保護の客体 | 名誉感情 | 外部的名誉 | 具体的事実 |
| 価値判断 | 不特定又は多数人 | | | |

【 】

- a 通行人に「甲は、昔、泥棒をして刑務所に入っていた。」と記載したピラをまいたが、だれも信用しなかったため、甲の名誉を毀損しなかった場合は、名誉毀損罪は成立しない。
- b 自宅で、信頼できる知人2名に対し、他言を禁じた上、「甲は売春をしているに違いない。」と話しても、この話が知人から町中に広まった場合は、名誉毀損罪が成立する。
- c 駅前「この町の警察署長甲は無能だ。」と演説して甲の名誉を害しても、単に評価を示しているにすぎないから、名誉毀損罪は成立しない。
- d 高潔と言われている甲について、「甲には多数の愛人がいる。」と町中の人に話しても、実際に多数の愛人を有している場合は、虚名を暴いているだけなので名誉毀損罪は成立しない。
- e 週刊誌に「甲会社は、建築工事を受注するため、市長に賄賂を贈った。」との記事を載せた場合、甲会社が法人であっても名誉は毀損されるから、名誉毀損罪が成立する。

1. アとイ 2. アとオ 3. イとウ 4. イとオ 5. ウとエ

〔No. 56〕 下記AからEまでの文章の「ア」から「エ」までに後記 から までの見解のうち適切なものを、() 内に語句群から適切な語句をそれぞれ入れ、各文章を【 】から【 】までに正しく入れると、放火罪の既遂時期に関する記述となる。【 】と【 】の() 内に入る語句の組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。なお、【 】にはDが入る。

「放火罪の既遂時期について、【 】。また、【 】。ところで、【 】。そこで、【 】。しかし、【 】。」

- A 中間の見解として、「ア」を基礎としつつ()に達して()と判断される時期に一定の絞りをかけ、()に止まる範囲をより広く解する「イ」がある一方、「ウ」から出発し、()の要件を緩和し()時期を早める「エ」が主張されている
- B ()の場合、この基準から考えても、()に至る前に()が発生する場合もあり得るので、()と判断される時期が()という問題は残る
- C ()については、「ア」を採りながら、()については、()を開始しなくても()に至れば()に達するといった基準を考えるべきであるとする考え方もある
- D ()の側面を重視する「ア」と()の側面を重視する「ウ」を両端とし、「ア」に対しては、目的物が従来の日本家屋の場合には、()に達して()と判断される時期が()との批判がなされ、「ウ」に対しては、「ア」の立場から、()の側面を等閑視するとの批判がなされている
- E 近年、()の普及により、()を開始する前に()が発生し得る場合や()に至る場合が起こり得るようになり、「ア」では()に達して()と判断される時期が()という新たな問題提起がなされるようになった

【見解】

目的物の重要部分が燃焼を開始したときとする説

火力によって目的物が毀棄罪にいう損壊の程度に達したときとする説

火力のために目的物の重要部分を失い、その本来の効用を喪失したときとする説

火が媒介物を離れて目的物に移り、独立燃焼作用を継続し得る状態に達したときとする説

【語句群】

- a 既遂 b 未遂 c 公共の危険 d 財産犯 e 難燃性建築物
- f 早すぎる g 遅すぎる h 効用喪失 i 独立燃焼 j 易燃性建築物

1. a b c d f h i 2. a b c e g h i 3. a b e h i j
4. a c e g h i 5. a c e g h i j

【No.57】 学生AないしCは、幫助犯の因果関係に関する次の から までのいずれかの見解を、さらに、片面的幫助を認める見解（ア）か認めない見解（イ）のいずれかを探っている。 から までの各事例に関する各学生の結論は下記の表のとおりである。学生とその採用する見解の組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

【見解】

幫助犯は、法益侵害の危険を生ぜしめる危険犯であり、正犯の行為との因果関係を要しない。

幫助犯は、正犯の行為を心理的又は物理的に促進し又は容易にした関係があれば足りる。

幫助犯は、正犯の結果に法的に重要な変更をもたらしたことを要する。

【事例】

甲は、乙が丙宅に侵入して窃盗をすることを知り、侵入道具としてドライバーを貸してやったが、乙は、渡されたドライバーは役に立たないと思って腹立たしくなり、丙宅の鍵を別途入手して、窃盗を犯した。

甲は、乙に頼まれて、乙が丙宅に侵入して窃盗をしている際に、外で見張りをしていたが、現実には見張りが不要な状況であったものの、乙は見張りがいたので安心して窃盗を犯すことができた。

甲は、乙が丙宅に侵入して窃盗をすることを知り、乙が窃盗をしている際に、外で見張りをしていたが、乙は見張りの事実を全く知らず、現実にも見張りが役立つ状況はなかった。

甲は、乙が脚立を使って塀をよじ登って丙宅に侵入し窃盗をすることを知り、侵入の際に用いるはしごを乙に気付かれずに準備してやったところ、乙は脚立を使わずはしごを使って侵入し、窃盗を犯した。

事例 学生				
A	x	x	x	x
B	x		x	
C				

（ ○：幫助犯の成立を肯定 x：幫助犯の成立を否定）

1. A ア 2. B イ 3. B ア 4. C イ 5. C ア

【No.58】 学生AないしEは、公務に対する業務妨害罪の成否に関し、次の1から5までのいずれかの異なる見解を探っている。この見解をめぐり、学生AないしDが下記のとおり発言している。後記AからEまでの各事例について、各学生の見解から業務妨害罪の成否を検討した場合、学生Cの見解から業務妨害罪が成立する個数と、学生Dの見解から業務妨害罪が成立する個数との合計は幾つか。

【見解】

- 1 公務は、一切業務妨害罪の対象とならない。
- 2 すべての公務が、業務妨害罪の対象となる。
- 3 強制力を伴う権力的公務は、業務妨害罪の対象とならないが、それ以外の公務は、対象となる。
- 4 民間の業務に類似する公務は、業務妨害罪の対象となるが、これに類似しない公務は、対象とならない。
- 5 偽計業務妨害罪に関しては、上記2の立場を採り、威力業務妨害罪に関しては、上記3の立場を採る。

【発言】

学生A E君の見解は、公務の中にも、実態として民間の業務とほとんど同質のものがあることを考

慮しない点で疑問だと思う。

学生B 同感だね。しかし、A君の見解は、単に外形的な事務の遂行態様を基準に判断するのか、それとも事務の内容的な意義にまで立ち入って判断するのかにより、業務として保護される範囲が大きく異なってくるから、妥当性を欠くように思う。

学生C だけど、B君の見解は、広すぎるよ。妨害を受けても自力でこれを排除し得る権限を有する公務もあるだろう。そのようなものまで、業務妨害罪の対象としてふさわしいのだろうか。

学生D その点では賛成だ。しかし、威力と偽計の限界には微妙なものがあるから、C君のように、妨害の手段いかんで扱いを分けるのは疑問だね。現在の判例も、僕と同じ立場のようだ。

【事例】

ア 配達中の郵便局員に虚偽の事実を告げ、郵便局に引き返させて、郵便物の配達を妨害した。

イ 執行官をだまし、無関係の第三者の物件を差し押さえさせて、動産差押えの執行を妨害した。

ウ 警察官に暴行を加え、逮捕を妨害した。

エ 窓口で激しく怒号し、国立病院の治療費徴収事務を妨害した。

オ 刑事事件の弁護人に、虚偽の公判期日変更決定を通知し、予定の公判期日の開廷を不可能ならしめ、裁判所の訴訟手続を妨害した。

1. 3個 2. 4個 3. 5個 4. 6個 5. 7個

〔No.59〕 下記アからサまでのいずれかを、次の文章の【 】から【 】までに正しく入れると、不法な原因により占有が移転した物に対する横領罪の成否に関する記述となる。【 】から【 】までに入るものの組合せとして正しいものは、後記10個の組合せの中に何個あるか。

「不法原因給付物の所有関係について、【 】とし、横領罪の成立を【 】見解がある。これに対し、この見解を【 】と批判し、不法原因給付物の所有関係について、【 】として、横領罪の成立を否定する見解もある。さらに、不法な原因により目的物の占有が移転した場合を、【 】と【 】に区別し、前者の場合には、【 】とする見解に立ち、横領罪の成立を【 】としながら、後者については、不法原因給付の成立要件である【 】との理由で横領罪の成立を【 】見解もある。この見解は、【 】には【 】点で有益であると主張する。」

ア 不法原因給付は給付物の所有権の帰属に変更を生じさせない

イ 給付物の返還を請求できなくなったときには、反射的に所有権を喪失する

ウ 返還請求権を認めた方が、不法な目的の実現を未然に防止する

エ 民法上返還義務のない受給者に、刑罰の制裁をもって返還を強制するのは法秩序全体の統一を破る

オ 刑法上の関係は民法上の効果と別個に考察することを要する

カ 占有のみを移転する意思であった場合

キ 所有権を与える意思であった場合

ク 「給付」に当たる

ケ 「給付」に当たらない

コ 肯定する

サ 否定する

【組合せ】

イ オ ア キ コ カ サ ク オ カ

エ イ ア キ イ ウ サ イ ケ ア

1. 1個 2. 2個 3. 3個 4. 4個 5. 5個

【No. 60】 次のアからオまでの文章の（ ）内に語句群から適切な語句を入れると、事後強盗の予備罪が認められるか否かについて、肯定説又は否定説のいずれかの立場から述べた文章となる。肯定説の立場から述べた文章の（ ）内で「予備」が使用される回数と、否定説の立場から述べた文章の（ ）内で「事後強盗」が使用される回数の合計は幾つか。

ア 家人に見付かったら（ ）を加えても財物等を強取しようとする居直り強盗の意図と、見付かったら（ ）を用いて盗品の奪還を防ごうと考える（ ）の意図とを（ ）の段階で明確に区別することは困難である。

イ 一般に、（ ）罪は、一定の重大犯罪について、その実行に着手する以前の準備行為を特に処罰しようとするものであり、（ ）罪についても、（ ）に着手する以前の段階で、その（ ）行為を観念することができる。

ウ （ ）罪は（ ）の存在しない場合には存在し得ないのであるから、（ ）の（ ）を罰していない刑法の解釈として、（ ）の（ ）を考えるのは不都合である。

エ 「（ ）の罪を犯す目的」は、未必的なものでは足りず、確定的なものでなければならないが、（ ）の意図しかない場合は、第一次的には（ ）の意思しかないものであり、（ ）を加える意図は二次的なものにすぎないから、本来的に不確定である。

オ （ ）罪は強盗予備罪より後に規定されており、他の（ ）罪の規定では、配列上それよりも後に置かれた罪の（ ）を処罰するものはないが、このような条文上の配列を根拠にすると、（ ）と同様に強盗予備罪の後に規定されている昏酔強盗についても、反抗抑圧の手段として（ ）ではなく「昏酔」を用いる点が（ ）と異なるだけなのに、その（ ）行為について強盗予備罪が成立しないことになってしまい、不都合である。

【語句群】

a 窃盗 b 強盗 c 事後強盗 d 暴行・脅迫 e 予備

1 . 6回 2 . 7回 3 . 8回 4 . 9回 5 . 10回